

イノベーション創出のための 知財エコシステムの構築に向けて

産業構造審議会 第19回知的財産分科会

令和6年3月12日



1. イノベーション創出の現状と課題

イノベーション創出を促進する知財エコシステムの強化

- 「**失われた30年**」の間、日本では世界を席巻するようなイノベーションの創出が停滞し、日本企業の競争力が世界から遅れを取った状態となってしまう。
⇒ 近年、**企業価値に対する無形資産の重要性が高まる中、知財をはじめとした無形資産を戦略的に経営に活用していくことで、企業のイノベーションと「稼ぐ力」の強化につなげていく必要がある。**
- 気候変動や資源価格の高騰、国際的な軍事衝突の危機等、**我が国を取り巻くビジネス環境は急激に変化し、企業の短命化が進んでいる。**
⇒ いわゆる**VUCAの時代において、多様な「知」を結集し、社会に対して魅力的な価値を創造するイノベーションを創出していくことが必要。**
VUCA: Volatility(変動性), Uncertainty(不確実性), Complexity(複雑性), Ambiguity(曖昧性)
- イノベーションの創出を促進する知財エコシステムを強化していくことが特許庁の重要な責務。**

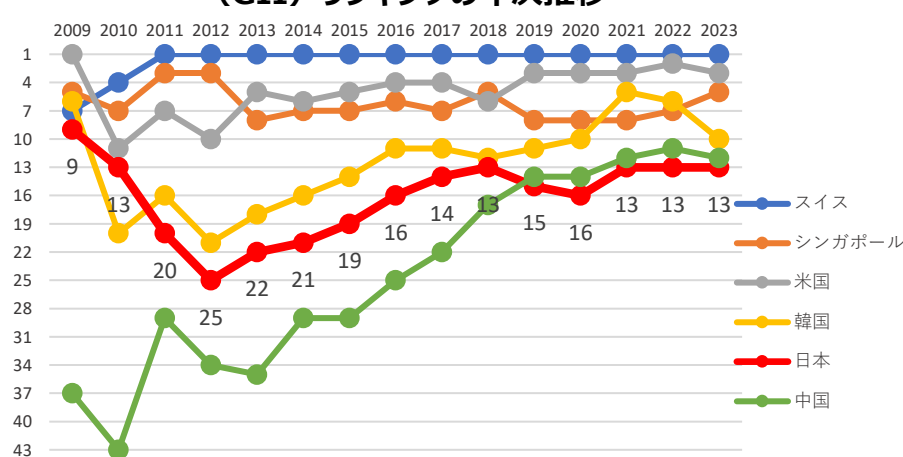
世界時価総額ランキングTOP10
1989年

順位	企業名
1	NTT
2	日本興業銀行
3	住友銀行
4	富士銀行
5	第一勧業銀行
6	IBM
7	三菱銀行
8	Exxon
9	東京電力
10	Royal Dutch Shell

2023年 (12月末)

順位	企業名
1	Apple
2	Microsoft
3	Saudi Aramco
4	Alphabet
5	Amazon.com
6	NVIDIA
7	Meta
8	Tesla
9	Berkshire Hathaway
10	Eli Lilly

各国グローバルイノベーション指数
(GII) ランキングの年次推移

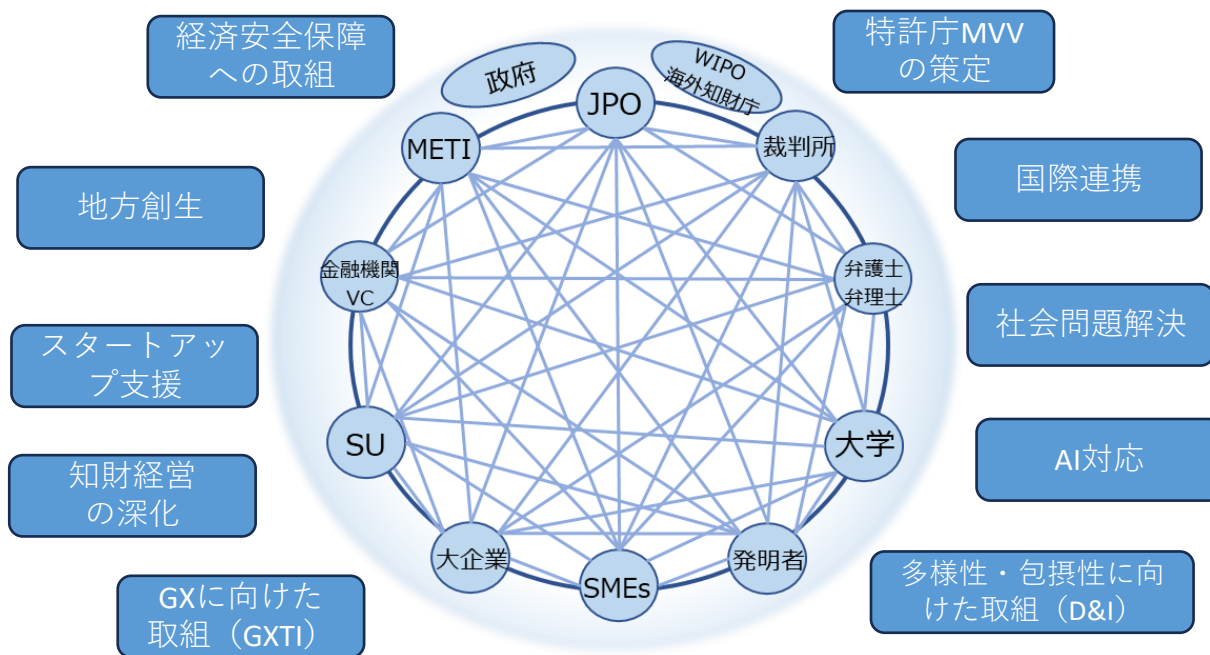


イノベーション創出に向けた課題に対応する知財行政

- 気候変動問題の深刻化、技術の複雑化・融合化とAI技術の急速な発展、多様性の促進等の様々な課題は、新たな価値を生み出しイノベーションを創出する原動力となり得る。また、知財においても経済安全保障という新たな視点が加わっている。
- こうした情勢の変化を敏感に捉えた施策を実行することで、無形資産の価値を高め、多様な主体による知財エコシステムの協創を通じたイノベーションの創出を目指す。

知財エコシステムとは

知的財産を創造し、保護し、活用する循環を示す知的創造サイクルの概念に加え、そこから生まれる知的財産を基に、**人々が互いに、また、社会に対して好影響を及ぼし、**自律的に新たな関係が構築され、**新たな「知」が育まれ、新たな価値が生み出される、**いわば知的財産の生態系



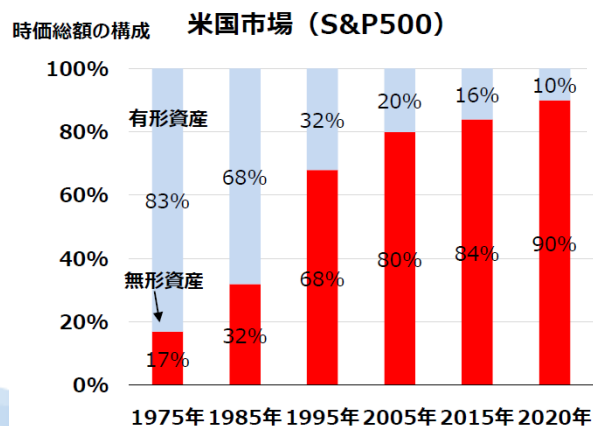
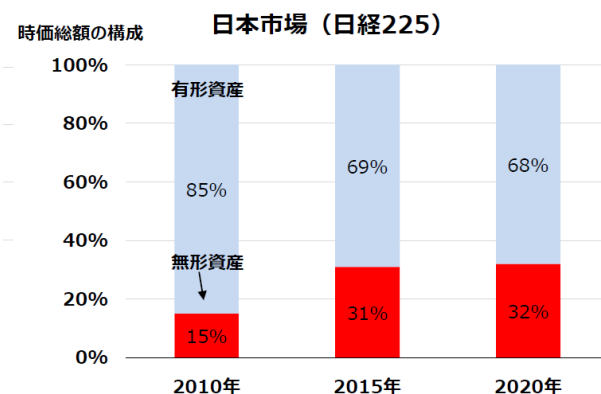
知財エコシステム概要

2. イノベーション創出のための 知財エコシステムの構築に向けた取組

知財・無形資産を取り巻く状況

企業価値に占める無形資産の割合

- 企業価値（時価総額）に占める無形資産の割合は、日本市場では3割程度と低い
- 企業価値向上において、無形資産の活用が日本企業の伸び代



出典：新しい資本主義実現会議（第5回）資料1（2022年）

コーポレートガバナンス・コードのコンプライア率

- 2021年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードのコンプライア率は6～8割程度
- 知財投資の開示・監督について、手探り・様子見の状況

新設された規定	概要	コンプライア率 (2021年12月比)	
		プライム	スタンダード
補充原則 3-1③ 【新設】	- 経営戦略の開示にあたって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示、人的資本や知的財産への投資等について、分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべき - プライム市場上場会社は、TCFD又は同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべき	62.5% (-4.2pt)	59.4% (+0.8pt)
補充原則 4-2② 【新設】	取締役会は自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべき - 人的資本・知的財産への投資等をはじめとする経営資源の配分、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督すべき	86.4% (+6.2pt)	67.2% (+3.5pt)

※ 株式会社東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コードへの対応状況（2022年7月14日時点）」に基づき特許庁作成

知財・無形資産ガバナンスガイドラインVer.2.0の全体像

現状

- ・ 競争力の源泉としての知財・無形資産の重要性の高まり（←デジタル化の進展、グリーン社会実現の要請）
- ・ 日本企業は、知財・無形資産の投資・活用において海外先進企業に後れ、PBR 1 倍割れ、海外投資家等の日本株離れ

知財・無形資産の投資・活用の促進により、
企業価値の向上、更なる投資資金の獲得

- ・ 企業の知財・無形資産の投資・活用戦略の開示・ガバナンスを強化
- ・ 投資家・金融機関が企業の知財・無形資産の投資・活用戦略を適切に評価し、必要な資金を供給する資本・金融市場の機能強化

※「知財・無形資産」の範囲は、特許権、商標権、意匠権、著作権といった知財権に限られず、技術、ブランド、デザイン、コンテンツ、ソフトウェア、データ、ノウハウ、顧客ネットワーク、信頼・レピュテーション、サプライチェーン、これらを生み出す組織能力・プロセスなど幅広い。

コーポレートガバナンス・コードの改訂
(2021年6月)により、知財投資戦略
の開示、取締役会による監督を明記

⇒上場企業は実施(comply)が説明(explain)が求められる

知財・無形資産の投資・活用戦略の
開示・ガバナンスの在り方を分かりやすく示す

価値協創ガイダンス2.0

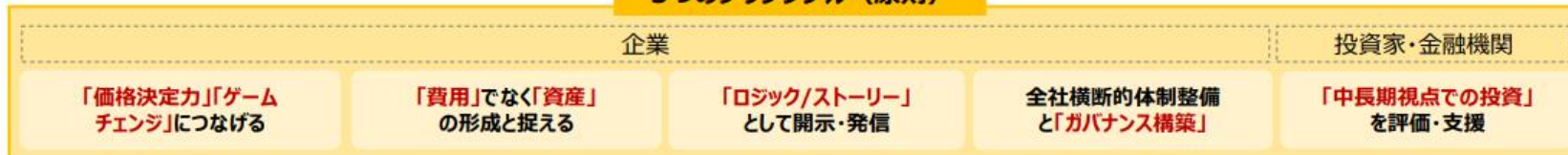
統合報告書、IR資料
経営デザインシートなど

知財・無形資産ガバナンスガイドライン

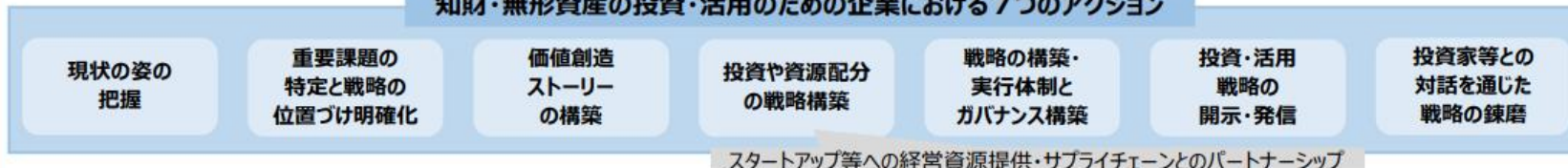
大企業・投資家・金融機関に加え
中小企業・スタートアップでの活用も期待

SX実現に際し、環境・社会面の課題を長期的に
プラスの価値評価につなげる

5つのプリンシプル（原則）



知財・無形資産の投資・活用のための企業における7つのアクション



Ver.2.0で追加

企業と投資家・金融機関のコミュニケーション・フレームワーク

事業ポートフォリオ変革からバックキャストした
企業変革の「ストーリー」

自社の本質的な強みと知財・無形資産を接続する「企図する因果パス」
経営指標と知財・無形資産投資戦略の紐づけ(ROIC逆ツリー等)

知財経営に関する従前の調査成果

知財経営を実践するための事例集

- ・ 知財経営を実践するための事例集を2019年から毎年発行
- ・ 近年は、経営層と知財部門とのコミュニケーションにも着目



経営における
知的財産戦略事例集
(2019年)



経営戦略を成功に導く知財戦略
【実践事例集】
(2020年)



新事業創造に資する
知財戦略事例集
(2021年)



企業価値向上に資する
知的財産活用事例集
(2022年)

知財経営の実践における課題と解決策 (2023年)

1. 知財部門・知財の役割に対する「意識」のギャップ

→経営層・知財部門及び関係部門が、
それぞれ知財部門の**役割モデルを再定義**する

- ・ 経営層が、また、知財部門自身が、知財部門の役割を、将来の経営や事業を見据え、それに対して知財で貢献するという位置づけに再定義

2. 知財部門に経営層の情報・視点が不足する「情報」のギャップ

→経営層・知財部門の議論の機会を積極的に創造し、

濃密な議論を繰り返し、相互が情報の差を埋める

- ・ 知財部門は、もつべき情報を「経営課題」とも紐づけて意識し、経営層等に刺さる情報を意識的に収集・分析・発信し、フィードバックを受けて修正を繰り返す

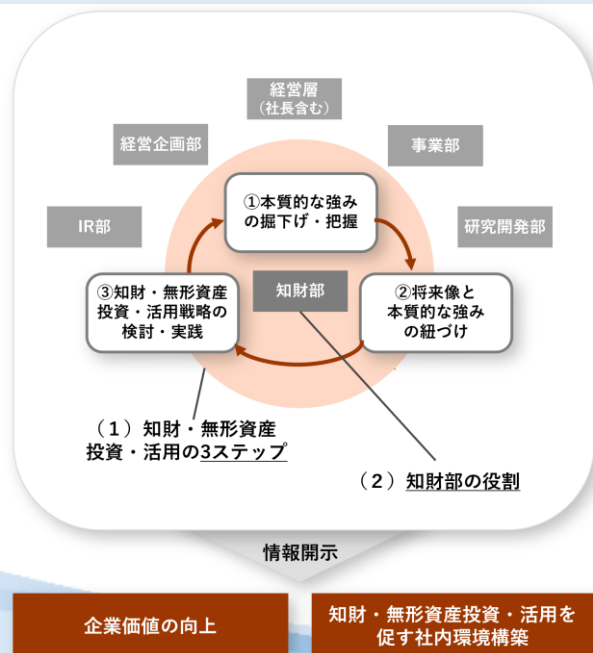
知財経営の実践に向けた
コミュニケーションガイドブック
(2023年)



令和5年度の調査結果

知財経営の実践と開示

- 知財・無形資産を活用するためには、下図の「本質的な強みの掘り下げ」を含む3ステップを循環させることが重要
- 知財部門は、自社の知財・無形資産としての強みを特定し、他部門と伴走することで各部門の課題解決を支援する役割を担う
- 情報開示によって、企業価値向上のほか、知財マインドが全社に浸透し、知財・無形資産の活用を社全体で進める環境構築につながる



IPランドスケープの具体的手法

- IPランドスケープ実践に向けて、目的別の分析手法、仮想実施事例、活用可能な無償のデータベース・ツールを掲載したガイドブックを作成
- 仮想実施事例として、新規事業創出、事業戦略策定、買収候補抽出の3パターンを用意

The image shows the cover of the 'IP Landscape Practice Guidebook' (経営戦略に資するIPランドスケープ実践ガイドブック) and a preview of its content. The cover features a colorful, abstract geometric design. The preview shows a table of contents and a table of contents for the guidebook. The table of contents lists sections such as 'IPランドスケープの仮想実施事例' (Hypothetical implementation cases of IP landscape), 'データベースとツール' (Database and tools), and 'IPランドスケープの実践' (Practice of IP landscape). The table of contents for the guidebook lists various topics related to IP management, including 'IPランドスケープの概要' (Overview of IP landscape), 'IPランドスケープの構築' (Construction of IP landscape), and 'IPランドスケープの活用' (Utilization of IP landscape).

令和6年度の調査方針（予定）

- 保有する知財・無形資産に基づく**自社の強みを把握**し、強みを財務価値につなげる知財戦略を策定し、**適切な開示**によって投資を呼び込み、**企業価値向上**を図ることが喫緊の課題
- 経営・知財・投資の専門家チームを企業に派遣し、**ステークホルダーとの建設的な対話に資する知財経営の開示の在り方**の議論を通じて、知財・無形資産ガバナンスガイドラインVer.2.0で定められたコミュニケーション・フレームワークに沿った対話及び知財経営の適切な開示を企業に浸透させるために必要な事項について現地調査を実施予定

現地調査の概要

専門家チーム

経営・知財
コンサルタント

企業開示
アドバイザー

投資家

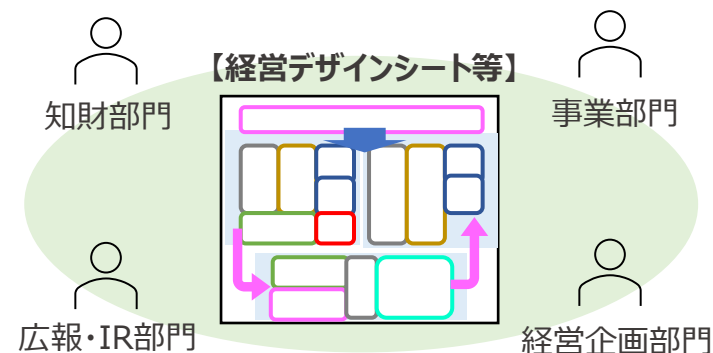
- ステークホルダーとの建設的な対話に資する開示の在り方に関する議論
- 知財経営の適切な開示に関する議論（価値創造ストーリー、因果パス、知財・無形資産と経営情報との紐づけ）
- 開示資料に関する支援

意思疎通
・連携

経営層

企業

企業内チーム

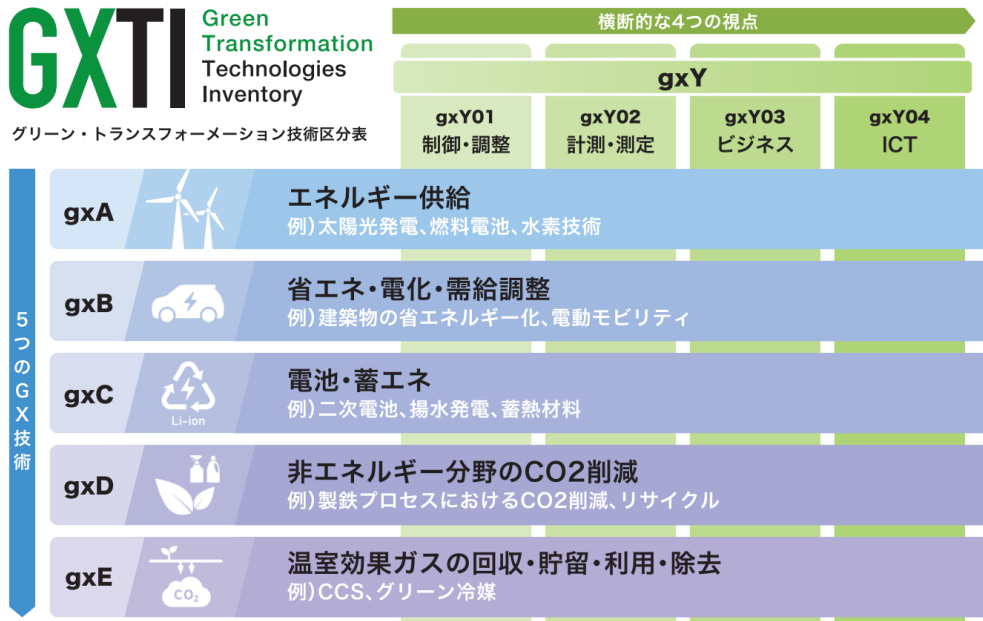


- 経営デザインシート等を活用した、知財戦略に紐づく価値創造ストーリーの構築
- 開示の範囲、開示資料について議論（実際の開示は任意）

グリーン・トランスフォーメーション技術区分表 (GXTI: Green Transformation Technologies Inventory)

- 特許庁では、**グリーン・トランスフォーメーション（GX）関連技術**を5つの技術区分と横断的な4つの視点により**俯瞰できるようにした技術区分表（GXTI）**を、2022年6月に公表。
- 各技術区分に対応する特許文献を抽出し、**技術動向を把握するための検索式**を併せて公表。

GXTI Green Transformation Technologies Inventory
グリーン・トランスフォーメーション技術区分表



大区分 gxA		特許検索式	
エネルギー供給		IPC (国際特許分類)	テキスト
中区分			
01	太陽光発電		
小区分			
a	太陽光発電	①H01L31/04-31/078, H01L51/42-51/48,H02S ②H02J7/35	×
02	太陽熱利用		
⋮			
10	水素技術		
a		①C25B1/02-1/12 ②C25B1/02-1/044 ③...	×
	水素の製造	①H2+ 水素 ②H2+ 水素 ③...	
⋮			

(例) 太陽光発電の制御・調整

[H01L(31/04+51/42)/ip+H02S/ip+H02J7/35/ip]*G05/ip

gxA01a (太陽光発電)

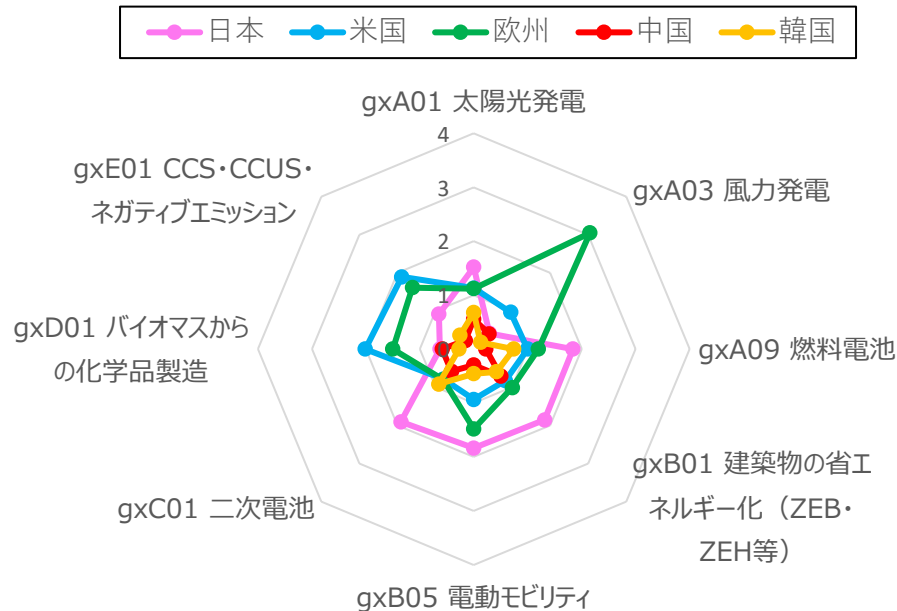
gxY01 (制御・調整)

検索式は審査官が作成

GXTIを用いた調査結果概要

- 特許庁は、グリーン・トランスフォーメーション（GX）技術に関する各国・地域の特許出願動向を概括するため、特許庁が作成したグリーン・トランスフォーメーション技術区分表（GXTI）を用いた網羅的な調査を初めて実施（調査結果は、特許庁HPにて、**2023年5月に公表**）。

出願人国籍・地域別国際展開発明件数
(2010年から2021年までの合計; 平均値を1とする)



エネルギー供給(gxA) における
出願人国籍・地域別国際展開発明件数ランキング

	2011-2013					2017-2019				
	日本	米国	欧州	中国	韓国	日本	米国	欧州	中国	韓国
太陽光発電	1	2	3	5	4	1	3	2	4	5
太陽熱利用	3	2	1	4	5	4	2	1	3	5
風力発電	3	2	1	4	5	4	2	1	3	5
地熱利用	3	1	2	4	4	3	2	1	4	5
水力発電	3	2	1	4	5	4	2	1	3	5
海洋エネルギー発電	5	2	1	4	3	4	3	1	2	5
バイオマス	3	1	2	5	4	4	2	1	3	5
原子力発電	3	1	2	5	4	4	1	2	5	3
燃料電池	1	2	3	5	4	1	3	2	5	4
水素技術	3	2	1	5	4	2	3	1	5	4
アンモニア技術	3	2	1	5	4	3	2	1	4	5

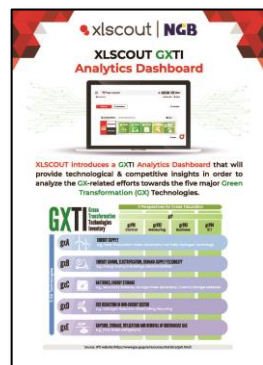
(※) 国際展開発明件数とは、二つ以上の国・地域へ出願された発明、EPOへ出願された発明、又はPCT出願された発明の数。IPF (International Patent Family) と称されることもある。

GXTIの活用

- 企業等は、自社の有する **G X 関連技術の強みや弱みを把握**でき、エビデンスデータベースで **自社の経営戦略や研究開発戦略の立案**に活用できる。
- 企業等は、投資家等に対し、**G X 関連技術に関する自社の研究開発力の優位性**を特許情報に基づいてエビデンスデータベースで **説明**できる。
- 政府機関やN P O等は、特許情報を活用することで、途上国を含めた世界各国・地域のG X 関連技術の動向を可視化でき、エビデンスデータベースで世界各国・地域のG X への取組を後押しできる。

GXTIに対応した商用データベースの例

- Japio-GPG/FX
- xlscout



民間企業の活用例

- パナソニック ホールディングス**
「統合報告書2023」*1
- 日本電信電話株式会社**
HP（サステナビリティ）*2

政府機関での活用例

文部科学省 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会環境エネルギー科学技術委員会
第7回革新的GX技術開発小委員会（令和5年12月19日）にて紹介。
政策立案に際して、GXに関する産業界の技術動向の指標の一つとして活用。

GXTIに基づく全世界の環境関連特許の情報分析
(パナソニックホールディングス「統合報告書2023」第26頁)

2022年 順位	GX技術全体 (IPF件数※2)	各分野(IPF件数)		
		gxA09:燃料電池	gxA10:水素技術	gxCO1a:二次電池
1	A (9,971)	C (1,535)	N (355)	B (4,937)
2	B (9,858)	E (1,065)	パナソニック (264)	A (4,613)
3	C (8,252)	G (862)	O (228)	C (2,855)
4	パナソニック (7,446)	D (772)	C (218)	D (2,168)
5	D (4,764)	J (637)	E (201)	パナソニック (2,154)
6	E (4,448)	パナソニック (588)	G (188)	三洋電機 (1,327)
7	F (3,831)	A (444)	P (177)	R (1,110)
8	G (3,640)	K (443)	Q (175)	S (1,003)
9	H (3,521)	L (420)	J (135)	G (974)
10	I (3,109)	M (315)	D (129)	T (970)

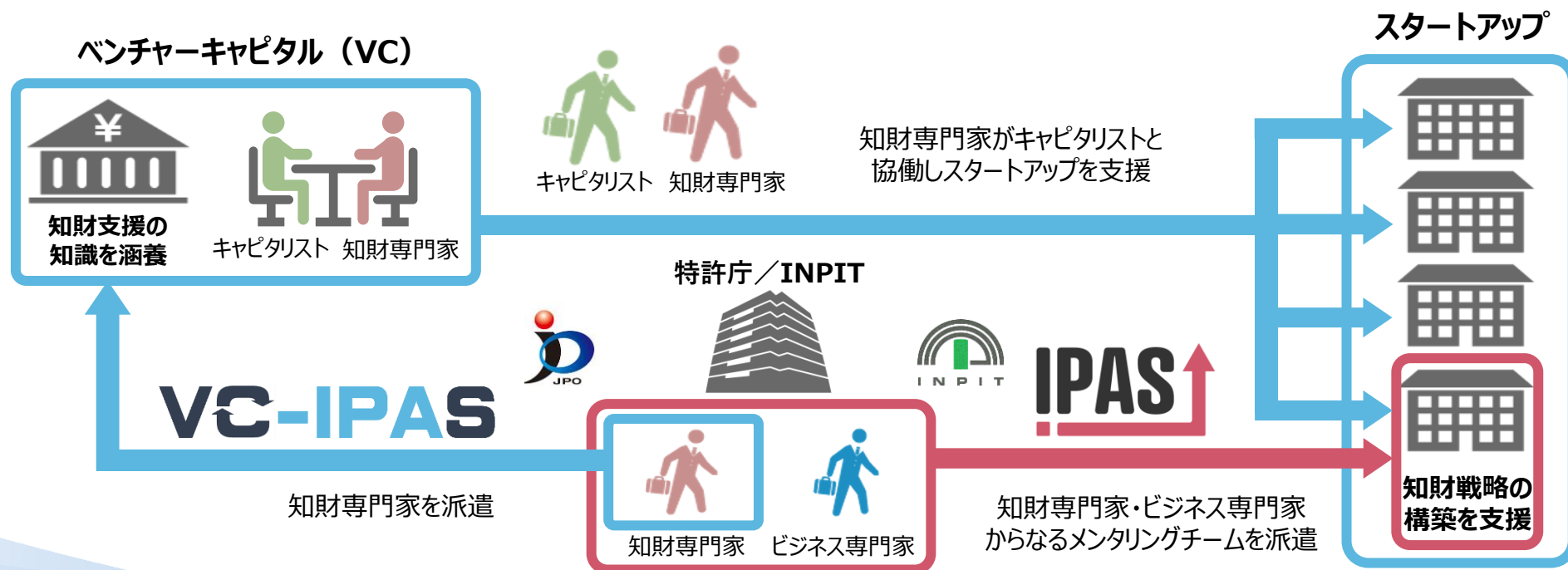
*1: https://holdings.panasonic.jp/corporate/investors/pdf/annual/2023/pana_ar2023j_a4.pdf

*2: <https://group.ntt.jp/csr/cultures/challenge05.html>

GXTIの活用は拡大中。国内外へのさらなる普及を目指す。
企業等が特許情報分析に基づく情報開示等を行う際に、GXTIが活用されることを期待。

ベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣事業 (VC-IPAS)

- 知財アクセラレーションプログラム（IPAS）では、知財専門家及びビジネス専門家からなる知財メンタリングチームをスタートアップに派遣することにより、事業戦略に連動した知財戦略構築等を支援してきた。
- 一方、スタートアップの多くは、VCからビジネス面の助言やハンズオン支援を受けており、**VCが事業計画も踏まえた知財戦略策定支援を合わせて実施できれば、効率的なスタートアップへの支援が期待できる。**
- しかしながら、VCによっては、ビジネス目線を踏まえた知財戦略構築支援の知見が十分に蓄積されているとはいえないことから、**VCを公募し、採択されたVCに対して知財専門家を派遣することにより、VCのキャピタリストと知財専門家が協働して、スタートアップに対して知財面からも支援を行えるようにする。**



令和4年度は5社、令和5年度は10社に派遣。令和6年度は15社まで拡大予定。

知財アクセラレーションプログラム（IPAS）の実績とINPITへの移管

- **平成30年度から令和5年度までで104社に支援**。IPAS支援後に出願された特許件数は460件、IPAS支援後に資金調達した企業数は42社、EXITした企業数は2社（いずれも令和4年度事業までの支援対象に関する集計。2023年7月現在）
- IPASは、**令和6年度よりINPITに移管**。INPITの専門窓口の専門家（知財戦略エキスパート）などと連携して、シナジーを向上させたスタートアップ支援体制を構築。
- INPIT移管後は2年事業として実施し、**公募は常時受付け、2年間で4回、10社ずつスタートアップを採択**。移管後も引き続き知財専門家とビジネス専門家（知財戦略プロデューサー）からなるチームを創業期のスタートアップに派遣し、ビジネス戦略と、それに基づく知財戦略の構築等についてメンタリング支援を行う。

■ 平成30年度～令和5年度の実績

● 支援企業数

104 社

● IPAS支援後に出願された特許件数 *

460 件

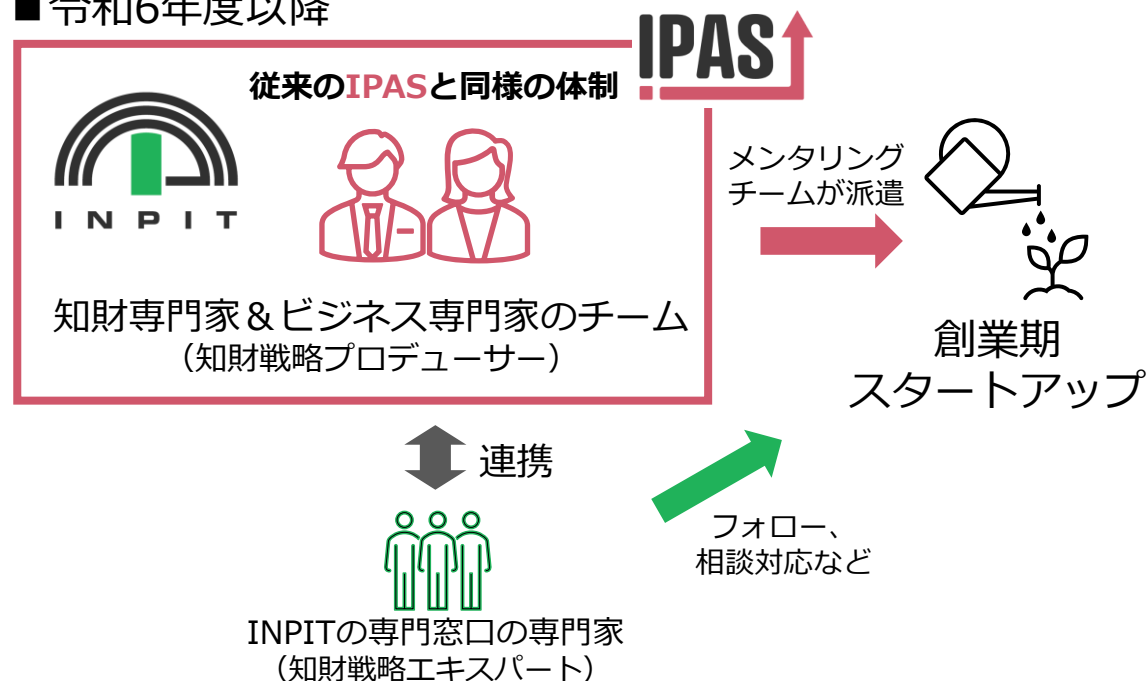
● IPAS支援後に資金調達した企業数 *

42 社

● EXITした企業数 *

2 社
M&A 1社
IPO 1社

■ 令和6年度以降



* 令和4年度事業支援企業について 2023年7月時点

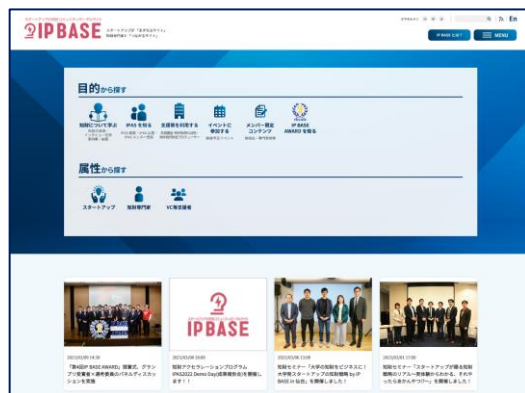
INPIT移管後は2年で4回、各10社採択。同趣旨のメンタリング支援を実施。

スタートアップ知財支援基盤整備事業（IP BASE）

我が国のスタートアップコミュニティにおいて、創業期に知財戦略を練らないままビジネスに注力した結果、成長期に知財課題が顕在化し、さらなる成長の妨げとなる傾向が見られた。

- ・ 知財ポータルサイト運営・冊子発行・各種メディア広報・勉強会開催を通してスタートアップコミュニティ向けへの知財情報発信を強化。
- ・ 知財イベントを通じてスタートアップコミュニティと知財専門家の関係を強化。
- ・ IP BASE AWARDを通してスタートアップ・スタートアップ支援者による知財活動を奨励。

■ 情報発信



知財ポータルサイト

- ・ スタートアップ・支援者向け知財情報
- ・ IPAS成果事例の紹介
- ・ 勉強会アーカイブの配信
- ・ 知財専門家インタビュー記事掲載
- ・ IP BASE イベント告知



冊子発行

- ・ IPAS成果事例、IPAS運営の手引き等、調査事業による各種成果を発信



メディア広報

- ・ Youtube ・ X ・ メルマガでの告知・情報発信

■ イベント開催



- ・ スタートアップ向けの勉強会、知財イベント開催
- ・ スタートアップ・知財専門家・支援者間での交流を促進する交流会の開催

■ IP BASE AWARD



- ・ 優れた知財活動を行うスタートアップ等を表彰

令和6年度は対面イベントでの交流促進に注力

オープンイノベーション促進のためのモデル契約書（大学編）

- 公正取引委員会の調査や未来投資会議での検討を受けた政府の取組
- 「想定シーン」のもと、大学・スタートアップ・事業会社の連携を通じ、**知財等から生み出される事業価値の総和を最大化**できるような契約書の例を提示
- 「秘密保持契約」、「PoC契約（技術検証）」、「共同研究開発契約」、「ライセンス契約」、「利用契約」といった、複数の契約形態に対応

令和5年度は大学編の解説パンフレット・マナーブックを作成中。令和6年度公表予定。



ライセンス契約

- ✓ 専用実施権を付与するが、スタートアップが一定期間正当な理由なく未実施の場合には、**非独占的通常実施権に変更**
- ✓ ライセンスの**対価として新株予約権**を導入

共同研究開発契約

- ✓ 当面は共有としつつ、事後にスタートアップが大学の**持ち分を買い取る権利**を留保
- ✓ スタートアップが一定期間正当な理由なく未実施の場合には、大学の**第三者へのライセンス禁止を解除**



共同研究開発契約

- ✓ 知財を共有とし、独占的通常実施権を付与
- ✓ 正当な期間理由なく未実施の場合には、**非独占に切り替え**
- ✓ 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」で提唱された「**知への価値付け**」を含めた対価設定
- ✓ 研究者の関与時間報酬（**タイムチャージ**）や一定の成果を達成した際の**成功報酬**など



スタートアップに対するプッシュ型支援（PASS*）

これまでの課題

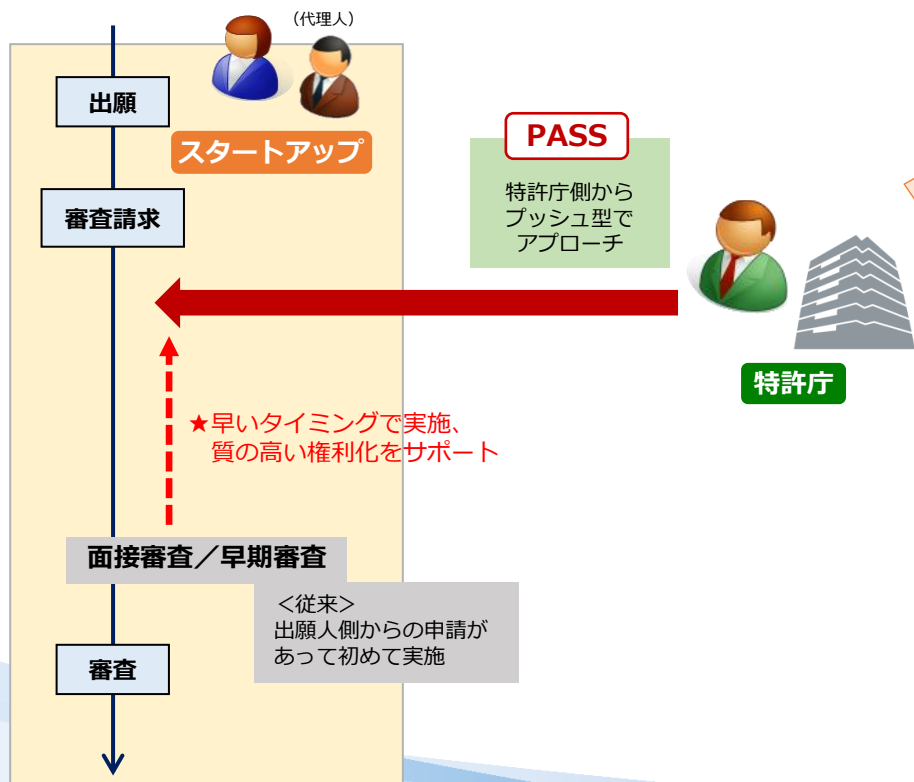
面接審査、スーパー早期審査等の支援策について、出願人の申請がないと実施していない。

→制度利用の経験がない又は少ないスタートアップは十分に活用できず、

結果として、事業に対応した使いやすい権利を取得できない、迅速な権利化ができない等の場合がある。

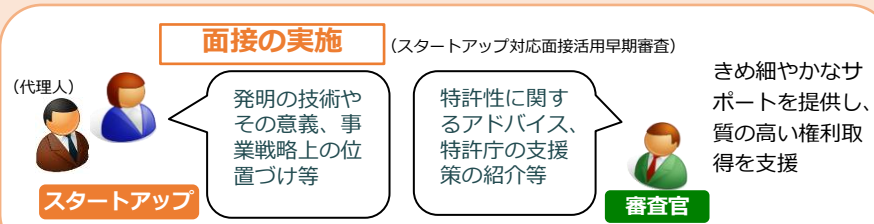
スタートアップに対するプッシュ型支援（PASS）・・・令和6年度から実施

- 特に支援すべき対象であるスタートアップに対して、特許庁側からプッシュ型でアプローチ。
- スタートアップ対応面接活用早期審査（面接の実施、スーパー早期審査での対応）等を紹介し活用を促進。
- 面接を行う場合、関心に応じてスタートアップ支援策や特許庁の施策を紹介。



PASSの実施イメージ

スタートアップからの
審査請求を発見！
連絡しよう



- ## 地域知財経営支援ネットワーク



連携協定の下での地方創生に向けた取組

- ・ 福島県、特許庁及び福島イノベーション・コースト構想推進機構との間で「知的財産の保護及び活用に関する連携協定」を締結
- ・ 石川県、特許庁、農林水産省、北陸農政局及び中部経済産業局との間で「知的財産の保護及び活用に関する連携協定」を締結
- ・ 連携協定の下、知財経営支援ネットワークも活用し、全国に広く共有されるような地域支援のロールモデルとなることを目指す

福島県

- 福島知財活用プロジェクト（平成30～令和2年度）
- ふくしま知財協議会の設立（令和3年8月）
- 福島県知財戦略推進計画の策定（令和4年2月）
- **「知的財産の保護及び活用に関する連携協定」の締結（令和6年1月22日）**
 - ① 普及啓発
 - ② 人材育成
 - ③ 実務支援
 - ④ 福島県での復興・イノベーション創出に資する企業（県外からの進出企業も含む）の支援

福島県内における知的財産関連の取組を後押しし、福島県のイノベーションの推進・復興と地方創生に寄与していく

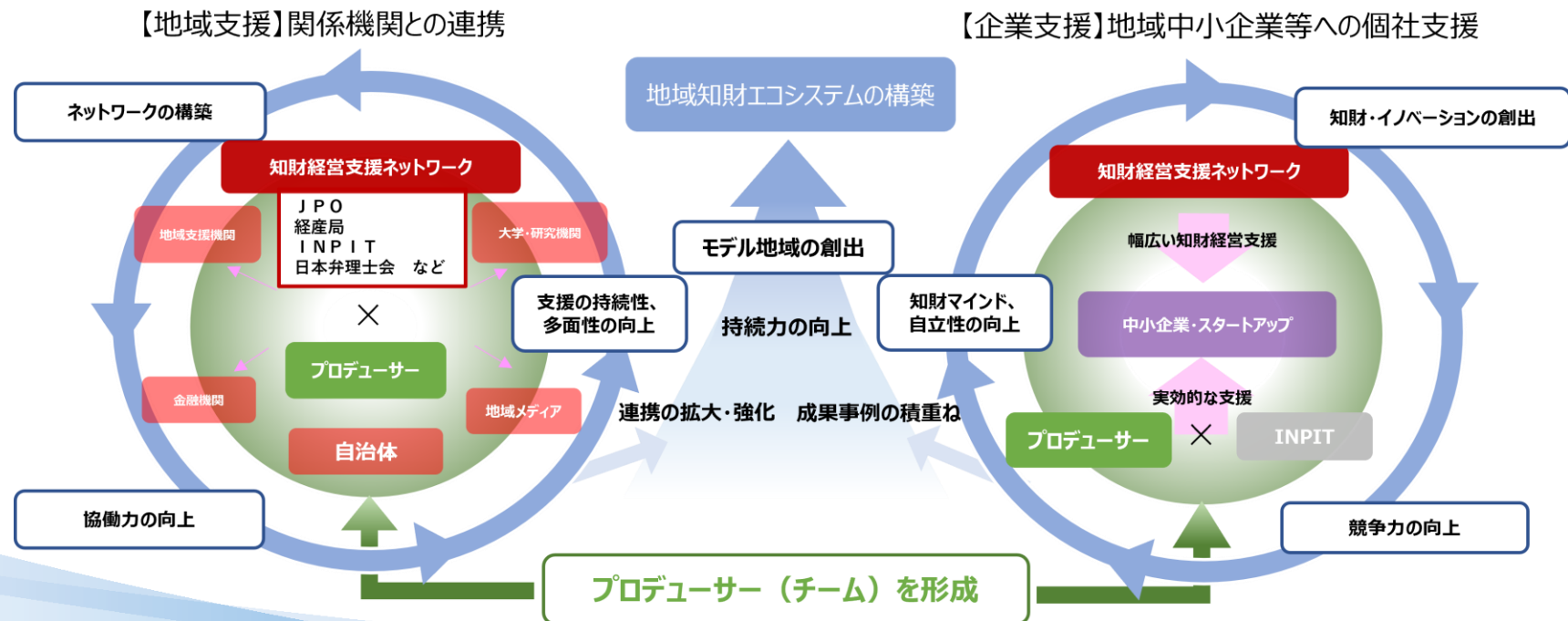
石川県

- **「知的財産の保護及び活用に関する連携協定」の締結（令和5年4月14日）**
 - ① 植物新品種等の知的財産の適切な管理の推進
 - ② 普及啓発
 - ③ 人材育成
 - ④ 事業者への高度専門家派遣

農水省等とも連携し、石川県発の農産物や食品等の知的財産保護を支援していく。

知財経営支援モデル地域の創出

- 地域の中小企業等が持続的に知財を活用した経営戦略・事業活動を行うためには、知財経営支援ネットワーク（４者連携）と地域の様々な支援機関とが一体となった企業支援が必要不可欠
- 知財を活用した地域の企業成長や地域活性化に意欲的な自治体と連携し、当該地域に先導（ハブ）となるプロデューサー（チーム）を形成することで、様々な支援機関の連携を強化・OJTの中で支援人材の育成を行うと共に、支援ネットワークを活用した支援事例を創出（成果事例を積重ね）
- 地域の支援ネットワークの連携強化と地域企業のイノベーション創出を通じて、持続的な知財活用の促進を目指す地域を創出（モデル地域の創出）



第5期中期目標期間におけるINPITの成果（AsIs）

- INPITは、独立行政法人通則法に規定された中期目標管理法人であり、主務官庁である経済産業省は、達成すべき業務運営に関する目標を定め、これを公開しなければならない。
- 令和5年度は第5期中期目標期間（4年間）の最終年度にあたり、第5期の目標達成度を評価することが求められているところ、以下セグメント（3本柱）を中心に各種施策を実施してきたが、中小企業を中心に知財活用のすそ野拡大に貢献し、一定程度の成果を上げたと評価することができる。

第1の柱

「産業財産権情報の提供」

J-PlatPat検索回数

3億3,000万 回以上

明治以降の国内外の

1億5,000万 件以上
の産業財産権情報を収録

第2の柱

「権利の取得と戦略的活用の支援」

知財総合支援窓口相談件数

12万 件以上

各窓口・関係機関との連携件数

15,000 件以上

第3の柱

「知的財産関連人材の育成」

ICTを活用した知財人材育成用教材の利用者数

18万 名以上

第6期中期目標期間に向けたINPITのあるべき姿（ToBe）

- INPITの強み（ユニバーサルサービス）を一層活かし、弱みを克服し、ステイクホルダーの満足度を最大限に高めるために、INPITは以下のように業務を見直す必要がある。

権利取得・戦略的活用支援事業（個社支援）の見直し／強化

①関係機関とのネットワークを活用した集中投下

予算約100億円、職員数が100人弱であることを踏まえ、関係機関とのネットワーク（知財経営支援ネットワーク等）を活用し、真に支援すべき対象に対し、**集中的に支援を投下**する。**地域ごとの調整**も重要。

②ステイクホルダーへの最適な対応

中堅・中小、スタートアップ企業及び大学、関係機関等のニーズ及び地域特性等を個別に把握して支援を提供する。組織の縦割りを排除し、各部門が保有する多様な支援ツールを**ステイクホルダーごとに最適化して提供**する。

③INPITの知名度強化

支援の**成功事例の横展開**を通じ、知財を活用した**経営改善（稼ぐ力の向上）**にはINPITの支援が効果的であることを、様々なチャンネルを駆使して広く周知する。

④支援データの積極的活用

蓄積された過去の支援データを分析し、支援対象へのツール当てはめ等に活用し、労働工数の最小化に努める。

ユニバーサルサービスの安定稼働

提供している情報、コンテンツが、“**稼ぐ力の向上**”に如何に貢献しているかの把握に努め、ステイクホルダーの利便性向上を目指して内容、機能を常に見直す。**セグメント間の連携**も重要。

審査等支援サービスの継続

限られた予算、人員の中でも、安定的なサービスを特許庁に対し提供するため、DX化を押し進め、**特許庁と連動して業務改革を推進**する。

第6期中期目標期間における各セグメントの業務概要

- INPITは、相互に連携する以下4つのセグメントにおいて個別目標を掲げ、**知財経営支援の中核機関**として、**イノベーションを促進する社会の実現**を目指す。

1. 知財エコシステムを支える知財課題発掘—知財形成—知財の戦略的活用のワンストップ支援

知財の課題発掘から知財の形成、戦略的活用まで、関係機関とも連携しながら**ワンストップで支援する支援エコシステムを形成**し、優れた技術を持つ中堅・中小・スタートアップ企業等の事業成長、知財の海外流出対策、海外展開における知財戦略の構築や大学等の研究開発成果の社会実装に向けた支援を行う。

2. 知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその活用

特許公報等の産業財産権情報はイノベーションの基礎となる情報であり、INPITは引き続き産業財産権情報のインフラを整備し、迅速かつ安定的な情報提供を行う。また、**産業財産権情報を知的財産経営に有効に活用する方策を広く普及する**取組を促進する。

3. 知財エコシステムを支える人材育成

中堅・中小・スタートアップ企業、大学等における知財の戦略的活用の重要性の高まりを踏まえ、経営層や他機関の支援人材、専門家などターゲットを明確化して研修プログラムを充実させる。そして、特許庁及びINPITが有する知識、経験及びノウハウに基づいて開発・作成した知財人材育成教材等について、広く提供するためのプラットフォームを積極的に活用して**知的財産関連人材の量的・質的拡大を図る**。

4. 世界最速・最高品質の審査を始めとする特許行政への貢献

INPITが実施している特許庁職員等に対する研修及び特許庁の審査資料の整備・提供等の業務は、特許庁の最重要政策である**「世界最速・最高品質の審査」の実現を支援**するものであり、着実に実施する。

イノベーションを促進する社会の実現

知財を活用して社会課題解決を：I-OPENプロジェクト

- 社会課題解決に取り組むスタートアップ企業、非営利法人、個人等が、知財やビジネスに精通した専門家の伴走支援を受け、**知財を活用しながら、社会課題解決を目指すプロジェクト。**
- このプロジェクトを通じて生まれた、社会価値を共創するツールとしての知財の活用事例等を、**2025大阪・関西万博でも世界に情報発信するべく、国際会議の場でも積極的に発言中。**

I-OPEN

by Japan Patent Office

豊かな社会を願い、想いと創造力から生まれる知的財産をいかして、未来を切り拓く情熱を有する人（I-OPENER）を生み出すエコシステムの実現を目指す

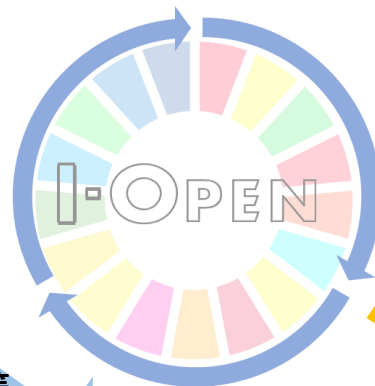


“I-OPEN Supporters”

知財専門家（弁理士・弁護士）、社会課題解決の専門家（デザイナー、社会起業家、経営者等）等

メンタリング等
による社会実装支援

● 社会的価値の創出
伴走型支援を通じて、知財
を活用した社会課題の解決
を推進



I-OPENERを生み出す
コミュニティ

● コミュニティの構築
基盤づくりと中期ビジョン
策定を目指して実証中



I-OPENER

例えば、環境問題、ジェンダー平等、
貧困問題等の社会課題に取り組む
ソーシャル・イノベーター

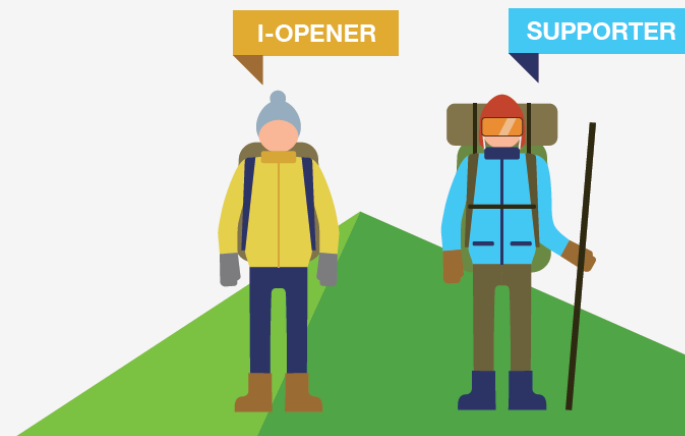
● 情報発信



- ・ COMMUNITY GUIDEの公開
- ・ フォーラム開催 など

I-OPENプロジェクトの実績

63名のメンターによる31者への伴走支援
(令和3～5年度の支援実績)



社会課題解決に必要な、ミッション策定、ブランディング等の多角的な支援に加え、知財による仲間を増やす支援も実施。

2023年グッドデザイン賞を受賞

 **GOOD DESIGN AWARD 2023**



社会を導く「よいデザイン」であるとの評価や、それに伴う認知度向上を最大限に活用し、2025年大阪・関西万博に向けた取組みも加速。

万博に向けた取組 ～知的財産の活用による社会課題解決の実現～

- I-OPENプロジェクトを通じて生まれた知財活用事例等や社会価値の共創に役立つ新技術を実演・展示予定
- 世界知的所有権機関（WIPO）等と連携し、社会課題解決に向けた知財活用の促進等に関する国際フォーラム等を開催予定
- 関係団体による展示・実演
（実施主体）特許庁、I-OPENプロジェクト参加企業等、日本弁理士会、その他関係団体等
（実施場所）会場内（メッセ、スタジオ）、特許庁特設HP
（実施期間）約1週間

世界的な社会課題を解決し、SDGsを達成するためのツールとして、
知財が有益であることを世界に発信する。



提供：2025年日本国際博覧会協会



大阪・関西万博
公式キャラクター「ミヤクミヤク」

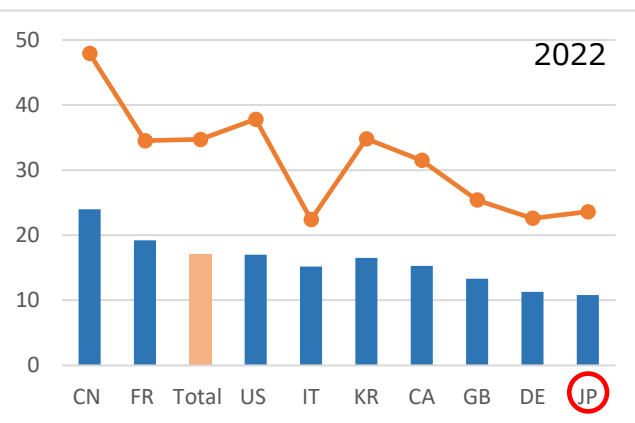


提供：2025年日本国際博覧会協会

知財エコシステムにおける多様性と包摂性

- 持続可能な経済成長を実現するために、女性活躍をはじめとしたダイバーシティ（多様性）の推進が求められているところ。女性活躍躍進がイノベーションや企業業績等にプラスの効果を与えるとする報告が存在。
- イノベーションを創出するには、異なる属性（性別、年齢、国籍、価値観、キャリア、経験等）を有する人材の**多様性の強みを生かす**ことが重要であり、属性面での**人材多様性を高めるだけでなく、多様な人材を組織内に包摂する取組**が同時に行われることが不可欠。
- また、知財エコシステム全体として、イノベーションに寄与するような多様な人材を新たに包摂することも肝要。

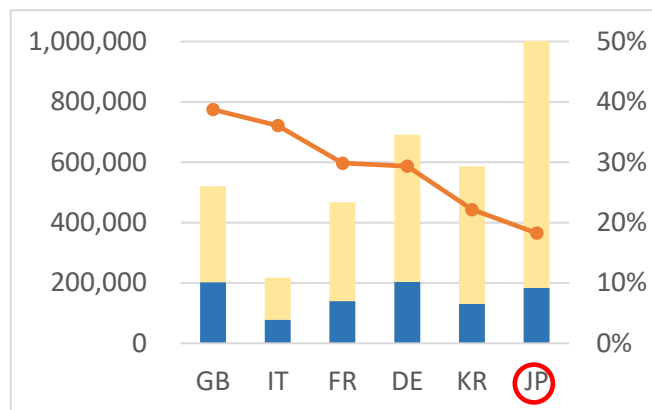
(PCT) 発明者における女性の割合・
女性発明者を少なくとも1名含む出願の割合



■ 発明者における女性の割合
● 女性発明者を少なくとも1名含むPCT出願の割合

出典：WIPO IP Statics Dataに基づき、特許庁作成

女性研究者の割合の国際比較

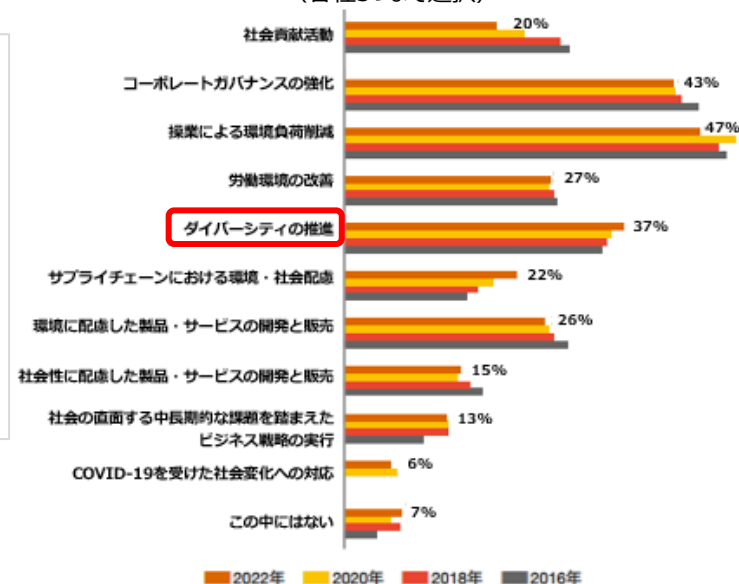


■ 女性研究者数 ■ 男性研究者数
● 女性研究者の割合

※日本は2023年の数値、イタリア・フランス・ドイツ・韓国は2021年の数値、英国は2017年の見積値。

出典：日本は2023年（令和5年）科学技術研究調査、その他の国はOECD Main Science and Technology Indicatorsに基づき、特許庁作成

コーポレートサステナビリティを表す取組としてふさわしい取組
(各社3つまで選択)



■ 2022年 ■ 2020年 ■ 2018年 ■ 2016年

出典：PwC「コーポレートサステナビリティ調査2022」に基づき特許庁作成

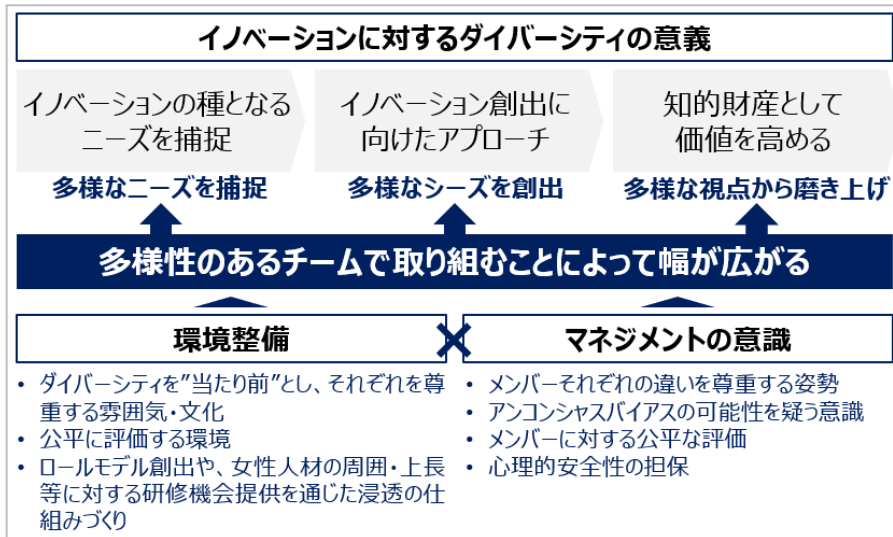
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/2022/assets/pdf/corporate-sustainability2022.pdf>

人材の多様性や包摂性のイノベーションへの貢献に関する調査

- 人材の多様性や包摂性をイノベーション創出に結びつけるためには、多様性や包摂性が効果を発揮するための環境（組織体制、文化等）が重要

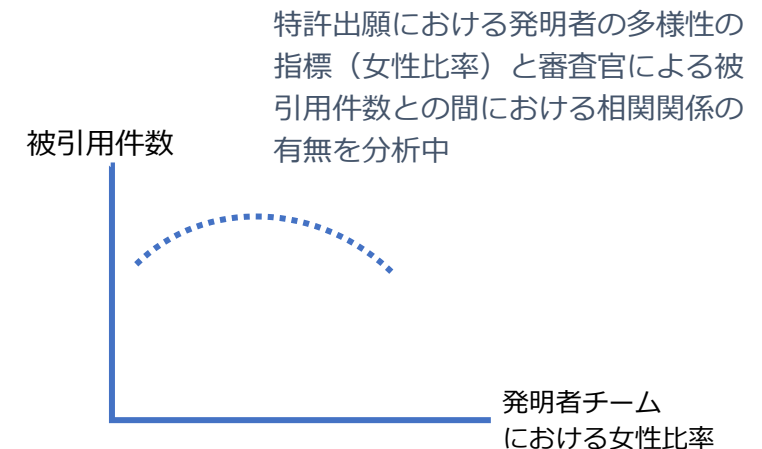
知財エコシステムにおけるジェンダーの多様性と包摂性に関する調査研究

- 知財エコシステムを構成する女性人材を中心とした約20者（発明者、起業家、知財部員、弁理士、知財関係機関等）にヒアリング調査を行い、女性の活躍を促進するための環境整備の在り方を検討



発明者のチームの多様性に着目した特許の質や量に関する調査

- 発明者チームの多様性（女性比率）と、審査官による特許文献の被引用件数等との関係性につき統計学的手法により分析し、来年度には分析結果を公表予定



今後、特許出願公開情報分析に基づく大規模アンケート調査をおこなうことで、イノベーションや発明の創出プロセスにおける人材の多様性や、多様な人材を組織内に包摂する取組の状況等についての事例を収集し、イノベーションや発明の創出に寄与する環境に関する知見を発信していく

D&I推進のための庁内活動及び国際連携の動き

- 多様な人材が活躍できる方策をデザイン思考によって検討することを目的として、特許庁デザイン経営プロジェクトチーム内に「**D&Iチーム**」を令和5年8月に発足
- 近年、イノベーションの源泉として多様性を重視する国際的な動きが加速。各国知財庁・知財機関と連携を進め、**国際的なD&I活動に貢献するとともに、我が国の知財分野におけるD&I活動のさらなる推進を目指す**

D&Iチームの活動

- **職員のキャリアビジョン形成の取組**
庁内外の知財関係者へのインタビューを通じて、主体的なキャリアビジョンの形成を支援。
- **若手職員から組織に提言**
多様な人材を包摂し、個々の能力を最大限に生かす組織を実現するため、若手ならではの観点から組織改革を提言



国際連携

- **グローバルメンタリング試行プログラム（GMP）**
グローバルなIPシステムにおける多様性の向上を目的に、各知財庁職員間で実施されるメンタリング試行プログラム。JPOを含む15知財庁・知財機関が参加
- **女性知財シンポジウム（Women in IP Symposium）**
イノベーション経済における女性のグローバルな活躍について包括的に議論。国際女性デーに合わせ、共同声明文を採択
- **WIPOジャパンファンドによる女性活躍支援**
南米先住民族への女性起業家支援プロジェクト等



ペルー先住民族への女性起業家支援

(Photo Credit: Melissa Inga)

知的財産権活用に係る特許庁の国際的取組

- 企業活動が国籍や国境を越え、日本企業の海外進出が進む中、**日本企業が海外でも知的財産権を円滑かつ予見性高く取得し活用しやすい環境を構築**。
- 日本からの海外出願件数の8割以上が米欧中韓。**日米欧中韓の五庁間での制度・運用の調和**が重要。
- 新興国・途上国への日本企業の進出増を踏まえ、**新興国・途上国の知財システムの整備**が課題。

特許庁の国際的取組

制度・運用調和

バイ・マルチの国際会合・交渉を通じて、知的財産権制度・運用の調和を図る。

海外審査の迅速化

特許審査ハイウェイ（PPH）は、日本で特許可能と判断された出願につき、他の国で簡易な手続により早期に審査を受けられる制度。

海外との審査情報の共有

各国特許庁と審査経過情報を共有するIT環境を構築し、各国の審査の予見性を高める取組を推進。

新興国・途上国支援

専門家の派遣や研修の提供を通じて、我が国と同水準の審査実務の浸透を図る。

エンフォースメント強化(司法分野)

知財高裁など様々な関係機関と連携し、模擬裁判等を通じた知財司法分野の国際交流に貢献。

海外への事業展開支援

「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を含む模倣品対策支援に加え、海外での中小企業等による知的財産の権利化、ブランド構築などを推進。

経済連携協定

経済連携協定をツールとして、知的財産の適切な保護と活用を目指す。

(参考) 特許庁関連の主な国際会合

・WIPO総会 ・五庁（IP5）会合 ・意匠五庁（ID5）会合 ・商標五庁（TM5）会合 ・三極長官会合 ・日中韓/日中/日韓長官会合 ・日ASEAN特許庁長官会合 ・G7知財庁長官級会談 等

先進国との協力（五庁（日米欧中韓）、G7）

IP5（特許）

- 世界の特許出願件数の約85%を占める日米欧中韓の五庁によって知的財産における世界的な取組をリードすべく、2007年より五庁長官会合を継続して開催。
- 主に、特許分類改正、特許情報サービス改善、制度運用調和、審査結果の相互利用、特許統計データ提供などの課題について議論。
- 直近では、第16回五庁長官会合（2023年6月、米国）において、気候変動分野（グリーン技術に関する調査）やAI関連発明に係る協力（審査実務に関する資料収集）等を進めていくこととなったところ。

ID5（意匠）

- 日米欧中韓の主要五庁が、意匠制度及びその実務に関する国際的な連携を強化・推進するための協力枠組として2015年に創設。
- 様々な協働プロジェクトが行われているところ、日本は「登録意匠に係る表示」等の複数のプロジェクトをリードしている。
- 直近では、第9回ID5年次会合（2023年9月、韓国）において、各協力プロジェクトの進捗状況及び今後の進め方について議論。
- 2024年は日本がホストとなり開催予定。

TM5（商標）

- 日米欧中韓の知財庁が、商標分野における国際的な協力を推進し、商標が世界各国で適切に保護、活用される環境を整備することで企業のグローバルな事業活動を支援することを目的として、2011年に創設。
- 様々な協力プロジェクトが行われているところ、日本は「悪意の商標出願プロジェクト」等の複数のプロジェクトをリードしている。
- 直近では、第12回TM5年次会合（2023年9月、韓国）において、各協力プロジェクトの進捗状況及び今後の進め方について議論。
- 2024年は日本がホストとなり開催予定。

G7知財庁長官級会談

- G7を構成する仏米英独日伊加（議長国順）の知財庁長官及びWIPO事務局長（オブザーバー）等が一堂に会し、知財に関するグローバルな問題を議論。
- 2021年に開始され、直近の第3回会談（2023年12月）は日本が議長国として、メタバース空間上で開催。包括性・多様性を広げるための知財普及啓発活動やデジタル領域における知財の課題について議論。



新興国・途上国に対する支援

知財人材の育成

- 1996年から、アジア、アフリカ、中南米など新興国・途上国の知財庁職員/民間企業等に対し、審査実務や知財活用に関する研修を提供し、知財制度及びその運用の確立・強化を支援。
- これまで（1996～2022年度）に、100以上の国・地域において、延べ7,600名以上が研修を修了。



特許庁職員の派遣

- JICAと協力して、特許庁職員を知的財産制度に関する専門家として途上国に派遣し、途上国での知的財産法制度整備や人材育成を支援。
- ✓ インドネシア：知的財産制度整備の支援、人材育成協力、普及啓発活動等を目的に、1993年度からJPO職員をインドネシア知的財産総局へ派遣。
- ✓ 2021年～2023年に、JPOから特許審査官1名を長期専門家としてベトナム国家知的財産庁へ派遣し、特許審査基準の改定、人材育成等を支援。



多国間協力

- 日ASEANの知財に関する協力覚書（MOC）に基づき、毎年度、日ASEAN特許庁長官会合を開催し、日ASEAN知財アクションプランを策定。ASEAN全体として取り組んでいる課題の解決を後押し。
- 2023年度は、東アジア・アセアン経済研究センターと協力した新規知財調査事業の開始、第4回日ASEAN特許専門家会合の開催、人材育成事業の実施等に合意。



二カ国間協力

- MOC締結、インプリメンテーションプラン策定などを行い、各国の事情に応じた支援・協力を実施。また、様々な機会を利用して知財庁間ハイレベル会談等を実施。
- 2023年度は、以下の取組を実施。
 - ✓ MOC締結（バングラ、カンボジア、カザフスタン）
 - ✓ 審査官派遣（インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム）
 - ✓ データ交換合意（メキシコ）
 - ✓ 知財金融ワークショップ開催（サウジアラビア）

世界知的所有権機関（WIPO）との協力

- WIPOは、世界193か国が加盟する知的財産に関する国連の専門機関（1970年設立）。事務局長はダレン・タン氏（星国籍）。本部はスイス・ジュネーブ。国際的な知財ルールの構築、国際出願や情報提供等のグローバルサービス、途上国支援が主な活動。2006年に日本事務所を設立。
- 我が国は、加盟国中最大の約7.2億円（2023年度）を任意拠出金（ジャパン・ファンド、Funds-in-Trust Japan Industrial Property Global（FIT Japan IP Global））としてWIPOへ拠出。
- 直近では、WIPOによる環境技術マッチングの取組（WIPO GREEN）や、大阪・関西万博等に関する協力を強化。また、2024年2月のタン事務局長訪日時、スタートアップ支援に関する協力についても合意。

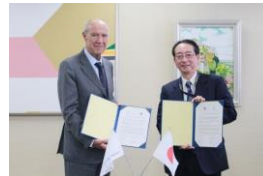
【WIPO GREEN】

概要

- ◆ 環境技術の活用を促進するためのプラットフォーム。
- ◆ オンラインDBや地域の活動を通じ、環境技術の希望者と提供者をマッチング。
- ◆ 12万件以上の技術、ニーズ、専門家が登録されたDBは、世界中で2,500人以上のユーザーが利用。

日本の貢献・今後の課題

- ◆ 特許庁は、2020年2月19日にパートナーとして参加。アジア太平洋地域の知財庁の中で**最初のパートナー**。
- ◆ 世界で150超の組織がWIPO GREENパートナーに参加。日本はパートナー数において**世界第1位**。
- ◆ 近年、**WIPO GREENを通じた実際の環境技術マッチング（成功事例）を増やすことが課題**。



ラテンアメリカ・アクセラレーションプロジェクト

- ◆ 任意拠出金を活用し、アルゼンチン、チリ、ブラジル、ペルーでの農業分野を支援。
- ◆ 対象国が関心を持つグリーン技術分野について、その分野の技術を必要とする企業等と、技術を提供できる先進企業等とのマッチングを促進。

【WIPOジャパンファンド】

概要

- 拠出金としてWIPOジャパンファンド事業を編成し、途上国（地域）を対象とした知的財産関連の制度、執行面の整備、情報化等を支援。
- 2023年度の拠出金額は、約7.2億円。

スタートアップ支援協力（2024年2月）

- ジャパンファンド事業においても、近年、中小・スタートアップ企業支援を新たに推進し始めているところ、スタートアップ支援の実績を有する日本特許庁とWIPO間で連携強化に関する共同声明に署名。

【大阪・関西万博における協力】

- WIPOとも連携し、社会課題解決(SDGs)に向けた知財活用促進等に関する事例の発信等を予定。

(参考) 中小企業等への海外での権利化支援（補助金）

- 中小企業等に対して、海外での出願から権利化までに要する費用を助成し、グローバルな知的財産権の取得・事業化を支援。令和6年度事業では、**年度をまたいだ補助事業の実施を可能とする予定。**

事業概要 ※詳細検討中

◆概要

中小企業、中小スタートアップ企業、大学等による国際的な知的財産戦略の構築を支援するため、**外国出願費用、審査請求費用*、拒絶理由通知への応答等の中間手続費用***を助成します。

◆支援の内容

海外特許庁への手数料（①出願、②審査請求*、③中間手続*）、翻訳費用、海外出願に要する国内代理・現地代理人費用 等の **1/2補助** *②③は特許のみ

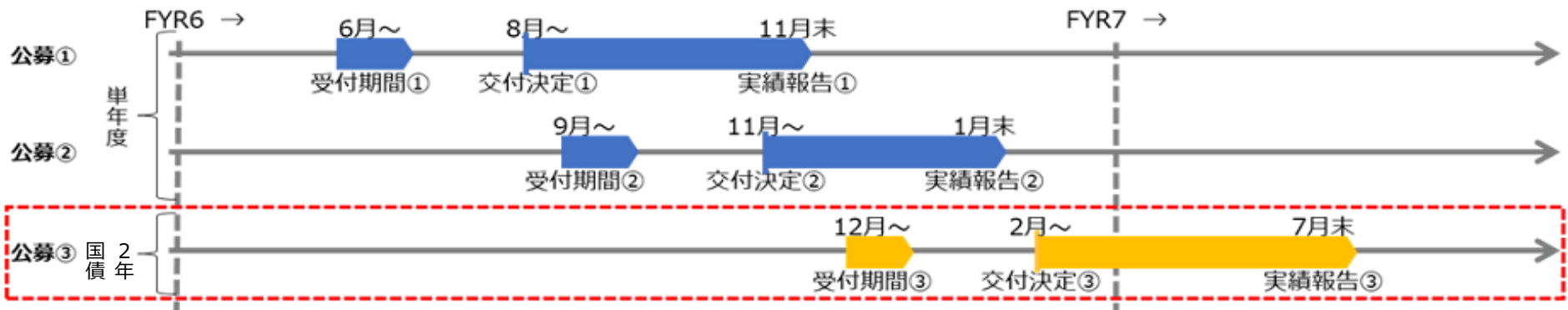
◆対象・要件

中小企業、中小スタートアップ企業、小規模企業、大学等

◆公募時期

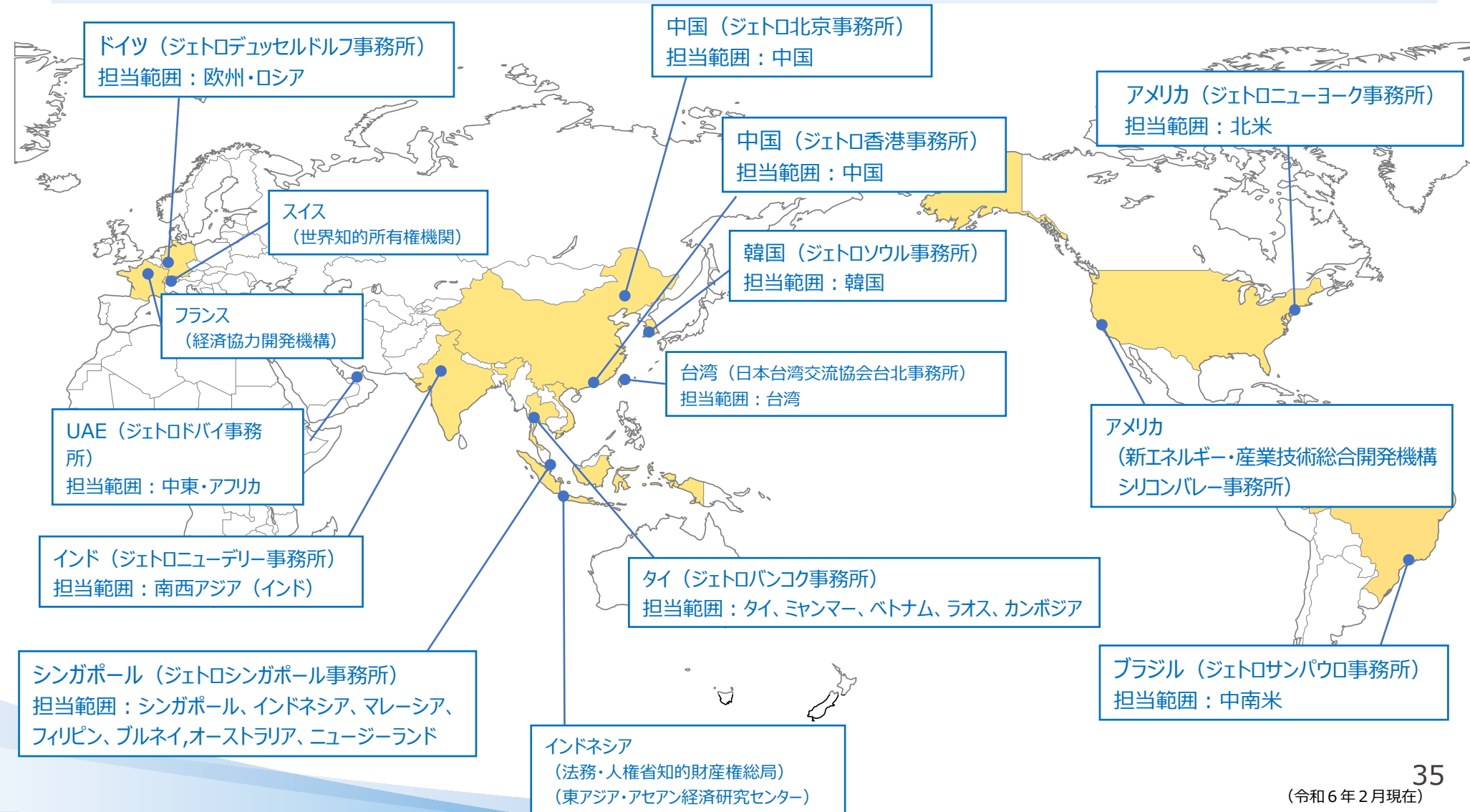
年3回程度（令和6年度は、年度をまたいだ補助事業の実施も可能とする予定。）

海外権利化支援事業（R6年度）（外国出願部分） ※各公募スケジュールの詳細は検討中であり、今後前後する可能性が高い点にご留意ください。



(参考) 特許庁の海外ネットワーク

- 特許庁の知財専門家を世界各地に配置。現地の知財動向の収集・発信に加え、現地の知財関係者や企業の駐在員とのネットワークの形成など、企業の海外展開を支援。



AI技術の進展をふまえた発明の保護の在り方への対応

知的財産推進計画2023

（施策の方向性）

- ・創作過程におけるAIの利活用の拡大を見据え、進歩性等の特許審査実務上の課題やAIによる自律的な発明の取扱いに関する課題について諸外国の状況も踏まえて整理・検討する。（短期）（内閣府、経済産業省）
- ・これまで以上に幅広い分野において、創作過程におけるAIの利活用の拡大が見込まれることを踏まえ、AI関連発明の特許審査事例を拡充し、公表する。また、AI関連発明の効率的かつ高品質な審査を実現するため、AI審査支援チームを強化する。（短期）（経済産業省）

●調査研究の実施（2023年8月～2024年3月）・・・【対応中】

諸外国の状況も踏まえて、以下の事項の整理・検討を開始。

- （1）最新のAIの技術水準や、発明の創作過程におけるAIの利活用の状況
- （2）創作過程におけるAIの利活用の拡大により生じる特許審査実務上の課題
- （3）AIによる自律的な発明の取扱いに関する課題

●AI審査支援チームの体制強化（2023年10月）・・・【対応済】

AI担当官を13名から39名に増員し、全ての審査室に1名ずつ配置。

→これまでAI技術の活用がみられなかった分野においてもAI関連発明の審査を適切にサポート。

●AI関連発明の特許審査事例の拡充・公表（2023年度中）・・・【対応中】

AI関連発明の特許審査事例を年度内に追加予定。

→出願人等にAI関連発明の特許審査の運用を分かりやすく説明。

AIを利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究

- 公開情報調査、国内外へのアンケート・ヒアリング等を実施し、委員会での検討の上、2024年3月末までに報告書を作成し、2024年度公開予定。

<調査項目>

- (1) 最新のAIの技術水準や、発明の創作過程におけるAIの利活用の状況
 - ・最新のAIの技術水準（特に生成系AI）
 - ・発明の創作におけるAIの活用実態（人間がどの段階で関与するか、その関与の程度や、AIが自律的に創作した発明の有無を確認）
 - ・各技術分野における創作過程にAIを活用した発明の事例
- (2) 創作過程におけるAIの利活用の拡大により生じる特許審査実務上の課題
 - ・進歩性に関する課題（進歩性を認める水準や当業者の定義等に与える影響）
 - ・記載要件に関する課題（明細書における開示の程度等に与える影響）
 - ・その他の課題（冒認出願等）
- (3) AIによる自律的な発明の取扱いに関する課題
 - ・発明の創作における人間の関与が小さくなる場合の影響（発明者の認定等）
 - ・発明者としてAIを記載した場合の取扱い
 - ・AI自体に権利の主体を認めることへの要望、影響

AIを利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究

➤ 国内外へのアンケート・ヒアリング結果等を踏まえた調査結果の概要は以下のとおり。

(1) 最新のAIの技術水準や、発明の創作過程におけるAIの利活用の状況

- マテリアルズ・インフォマティクスにより、新規材料の開発が効率化。
- 発明の創作過程における生成AIの利用方法が検討され始めている（壁打ち等）。
- 現在のAIの技術水準では、発明の創作に人間の関与が一定程度必要であり、AIが自律的に発明を創作する事例は確認されなかった。

(2) 創作過程におけるAIの利活用の拡大により生じる特許審査実務上の課題

- 進歩性判断への影響について現段階では、当業者が用いる出願時の技術常識や研究開発のための通常の技術的手段等にAIが含まれることを考慮すれば、現行の考え方で適切な判断が可能。
- 一方で、今後AIが更に発展することにより、技術分野を超えて発明を組み合わせることが容易になる等、進歩性の動機付け等の実務に影響を与える可能性があるという指摘もあった。AI技術の進展や諸外国の状況を引き続き注視していく必要がある。

(3) AIによる自律的な発明の取扱いに関する課題

- 創作過程にAIが利用された発明について、現状は発明の創作に人間の関与が一定程度必要であることから、発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与した者を発明者とする現行の発明者要件の考え方で対応可能であるという意見が多数であることが確認された。
- 今後AIが更に発展し人間の関与が小さくなったとしても、創作的に関与する者がいる限り、その者を発明者として認定すれば良いという指摘もあった。

AI審査支援チームの体制強化

- ◆ AI関連技術は複数の審査部門にまたがる代表的な融合技術であり、各審査部門が担当する技術分野を超えて連携することが必要。
- ◆ 管理職員等とAI担当官から構成される「AI審査支援チーム」を2021年1月20日に発足。
- ◆ AI審査支援チームは、**各審査部門が担当する技術分野を超えて連携**し、最新のAI関連技術に関する知見や審査事例の蓄積・共有及び特許審査施策の検討等を実施。
- ◆ AI担当官は、AI関連発明に関する審査の“ハブ”として、各審査部の知見を集約し相互に活用しつつ相談対応や、審査官向けの研修等を実施。**2023年10月にAI担当官を13名から39名に増員。**
- ◆ **2024年4月にAI担当官に研修・助言を行うAIアドバイザー（外部有識者）を設置。**



AI関連技術に関する審査事例の拡充

- 2023年12月8日に開催された審査基準専門委員会WGにおいて、追加の10事例案について議論。
- 2024年3月末までに追加の10事例を公表予定。

追加事例	特許要件	名称	備考
1	進歩性	カスタマーセンター用回答自動生成装置	人間が行う業務の生成AI（大規模言語モデル）を用いた単純なシステム化に関する事例
2	進歩性	大規模言語モデルに入力するためのプロンプト用文章生成方法	生成AI（大規模言語モデル）の適用における特徴（プロンプト生成）に関する事例
3	進歩性	放射線画像の輝度調節に用いられる学習済みモデルの学習方法	入力データから出力データを推定する学習済みモデルの学習方法に関する事例
4	進歩性	レーザ加工装置	人間が行う業務のシステム化に関する事例
5	実施可能要件、サポート要件	蛍光発光性化合物	AIによりある機能を持つと推定された物の発明に関する事例（マテリアルズ・インフォマティクス）
6	サポート要件	教師データ用画像生成方法	教師データの生成に関する事例
7	サポート要件	ネジ締付品質の機械学習装置	教師データに含まれる複数種類のデータの間の入出力関係が不明／明確である事例
8	発明該当性	教師データ及び教師データ用画像生成方法	教師データに関する事例
9	発明該当性	宿泊施設の評判を分析するための学習済みモデル	パラメータセットとして構成された学習済みモデルに関する事例
10	明確性要件	異常に対して実施すべき作業内容を入力するための学習済みモデル	「プログラム」か否か不明である学習済みモデルに関する事例

アクション・プラン(令和4～8年度改定版)

- 平成29年度、特許行政事務の高度化・効率化に向けたAI技術の活用に関する6カ年の計画を記載した「人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プラン」を公表
- 令和4年5月、同アクション・プランの終期を迎えるにあたり、近年の特許行政事務を巡る状況の変化やAI技術の急速な進展を踏まえ、今後5カ年の新たなアクション・プランを策定
- アクション・プランに沿って、各事業の技術実証やツールの開発・試験的な導入を実施

人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プラン（令和4～8年度版）

1. 特許分類付与

2. 先行技術調査①

（概念検索、特許文献のランキング表示等）

3. 先行技術調査②

（検索手法の高度化）

事業

4. 特許審査管理業務

5. 先行図形商標の調査

（商標イメージサーチ）

6. 先行文字商標の調査

7. 指定商品・役務調査

8. 先行意匠調査

（画像検索技術の意匠図面への適用）



各事業の進め方

● **特許庁内で、解決すべき業務課題を検討・抽出**

● 業務課題に対して、AI技術の実現可能性の等、**技術実証を外注**

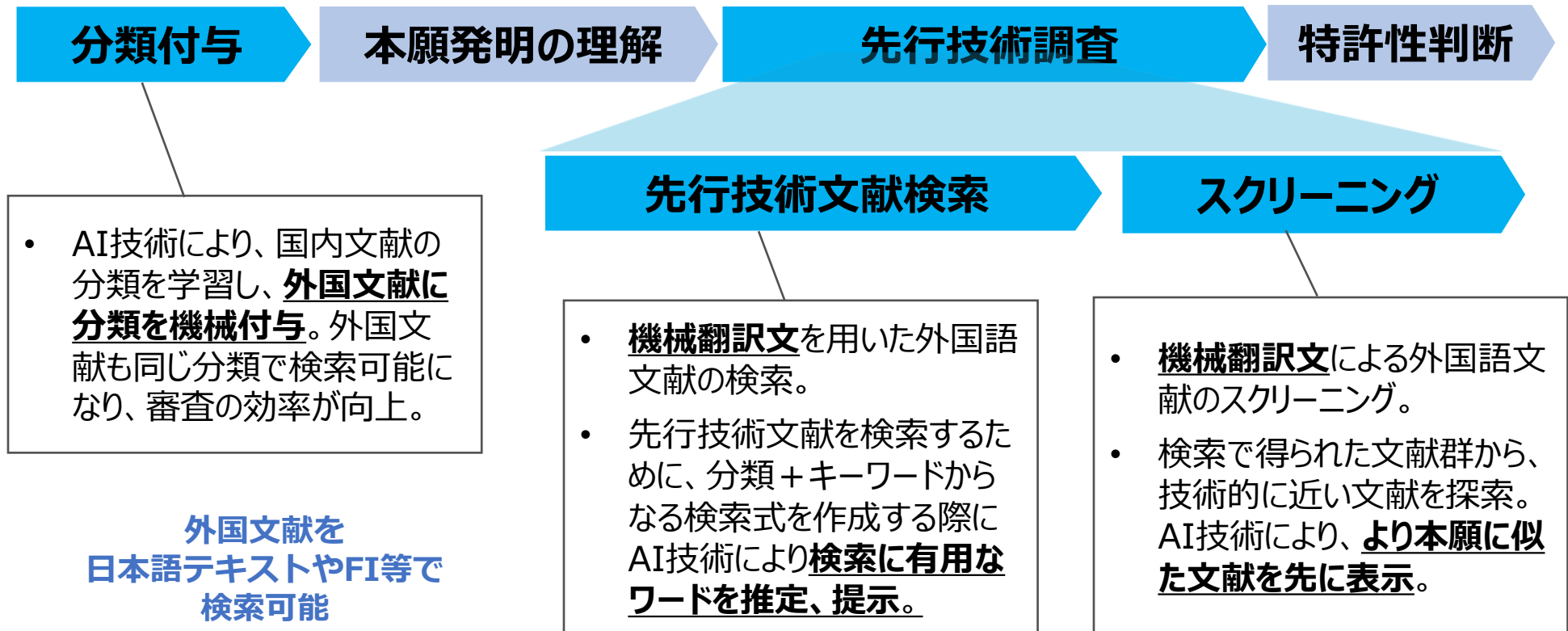
● 技術実証の結果を考慮して、**特許庁内でツールを内製・アジャイル開発**

開発されたツールは試行的に導入され、審査官等の評価を受けて随時更改

（※）各事業の取組は大きな想定であり、開発の進捗状況や予算の状況、その他の諸情勢により、変更がありうる。

特許審査とA I との関係

- ・ 特許審査のプロセス中、「分類付与」・「先行技術調査」においてAI技術を試行的に導入中
- ・ 審査官からのフィードバック等を通じて精度向上を図っているところ

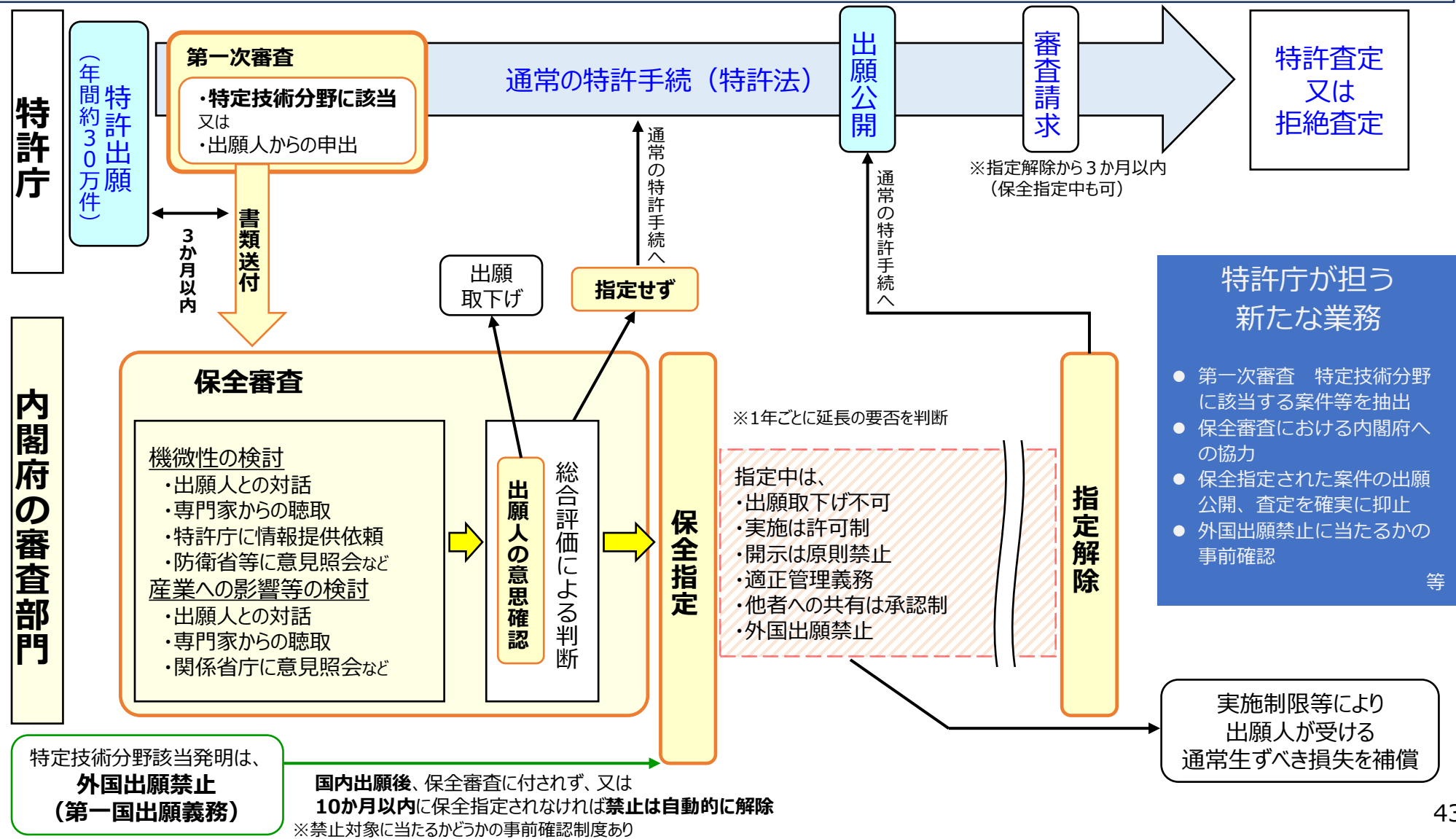


特許出願の非公開制度への対応（令和6年5月1日開始）

経済安全保障

特許出願の非公開制度を導入することにより、

- 公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載されている特許出願につき、出願公開等の手続を留保するとともに、その間、必要な情報保全措置を講じることで、特許手続を通じた機微な技術の公開や情報流出を防止。
- これまで安全保障上の観点から特許出願を諦めざるを得なかった発明者に特許法上の権利を受ける途を開く。



- **特定技術分野**：(1)～(25)の技術分野について、国際特許分類（又はこれに準じて細分化したもの）に従って規定。

【我が国の安全保障の在り方に多大な影響を与え得る先端技術が含まれ得る分野※】

- | | |
|---|-------------------------------------|
| (1) 航空機等の偽装・隠ぺい技術 | (10) スクラムジェットエンジン等に関する技術 |
| (2) 武器等に関係する無人航空機・自律制御等の技術 | (11) 固体燃料ロケットエンジンに関する技術 |
| (3) 誘導武器等に関する技術 | (12) 潜水船に関する技術 |
| (4) 発射体・飛翔体の弾道に関する技術 | (13) 無人水中航走体等に関する技術 |
| (5) 電磁気式ランチャを用いた武器に関する技術 | (14) 音波を用いた位置測定等の技術であって潜水船等に関するもの |
| (6) 例えばレーザ兵器、電磁パルス(EMP)弾のような新たな攻撃又は防御技術 | (15) 宇宙航行体の熱保護、再突入、結合・分離、隕石検知に関する技術 |
| (7) 航空機・誘導ミサイルに対する防御技術 | (16) 宇宙航行体の観測・追跡技術 |
| (8) 潜水船に配置される攻撃・防護装置に関する技術 | (17) 量子ドット・超格子構造を有する半導体受光装置等に関する技術 |
| (9) 音波を用いた位置測定等の技術であって武器に関するもの | (18) 耐タンパ性ハウジングにより計算機の部品等を保護する技術 |
| | (19) 通信妨害等に関する技術 |

付加要件対象分野

付加要件も満たさないものは
内閣府への送付対象外
(外国出願も禁止されない)

付加要件： ①我が国の防衛又は外国の軍事の用に供するための発明 ②国又は国立研究開発法人による発明 ③国の委託等に係る発明

【我が国の国民生活や経済活動に甚大な被害を生じさせる手段となり得る技術が含まれ得る分野※】

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| (20) ウラン・プルトニウムの同位体分離技術 | (24) ガス弾用組成物に関する技術 |
| (21) 使用済み核燃料の分解・再処理等に関する技術 | (25) ガス、粉末等を散布する弾薬等に関する技術 |
| (22) 重水に関する技術 | |
| (23) 核爆発装置に関する技術 | |

特許出願非公開制度の運用開始に向けたスケジュール

令和5年4月28日

基本指針 閣議決定



令和5年8月9日

政令の公布（特定技術分野・付加要件等）



令和5年10月21日
～11月19日

内閣府令・共同府省令案（保全審査手続、適正管理措置、一次審査手続、外国出願事前確認手続等）のパブリックコメント

※その他、特許法施行規則等の省令改正が必要なところ、令和6年1月5日～2月3日までパブリックコメント、2月29日に公布済



令和5年12月18日

内閣府令・共同府省令の公布
適正管理措置に関するガイドラインの公表
制度に関するQ&A（損失補償等）の公表

制度の周知・広報



令和6年5月1日

制度運用開始

- ホームページで制度概要、Q & A 等の情報発信
 - 令和5年度法改正説明会（全国約20カ所）を含め、全国各地で説明会、セミナー、意見交換等を実施
 - 弁理士、知財支援総合窓口担当者向けに研修実施
 - INPITにて説明動画を配信
 - 知財雑誌への寄稿
- 等

- 本制度は、安全保障上拡散すべきでない発明の内容が含まれる特許出願が、出願公開されることを防ぐためのものです。
- そのため、**非公開の対象となり得る技術分野（特定技術分野、詳細は裏面参照）に該当しない発明の特許出願は、出願から特許の取得までの流れや出願公開に変更はありません。**
- 一方で、**外国出願の禁止の対象となる場合には注意する必要があります**ので、下のフロー図をご参照ください。

国内特許のみ
取りたい

国内と外国の両方の特許を取りたい

外国特許のみ
取りたい

先に国内出願

先に外国出願

<国内出願のみ>

ほとんどの出願において、
本制度について特別な対応は
必要ありません。
必要な場合、出願日から
3か月以内に通知※1します。

<国内出願後、パリ優先権
主張をして外国出願>

全ての国内出願について、
本制度による審査を行います。

審査の結果、非公開の対象外と判
断されれば、制約なく外国出願でき
ようになります※2。

**特定技術分野に該当しない
発明は、
審査結果を待たずに、
外国出願（PCT出願含む）
可能です。**

<国内出願をしていない状態で外国出願>

**（日本国内でした発明であって公になっていないもので）
特定技術分野に該当する発明は、
外国出願（PCT出願含む）禁止です。**

（違反に対しては罰則※3が科せられます。）
まずは、特定技術分野であるか確認してください※4。

Point 特定技術分野に該当する発明であっても、
先に国内出願し、非公開の対象外と判断されれば、
外国出願禁止が解除され、外国出願できるようになります。

特定技術分野に該当する場合や、判断が付かない場合は、
先に国内出願するのも一案です※4。

**特定技術分野に該当しない発明は、
外国出願（PCT出願含む）可能です。**

優先権証明書及びアクセスコードについて

本制度により非公開の対象か否かを
判断する間※2、優先権証明書・アクセス
コードの発行を留保します。

※1 特許出願に特定技術分野に属する発明が記載されている場合等には、特許庁から内閣府に出願書類を送付して非公開の対象とすべきかの検討をします。この場合、送付をした旨を特許出願人に対して通知します。

※2 判断期間は、通常は3か月以内ですが、特定技術分野に該当する場合は、非公開の対象とすべきかの検討が必要なため、最長で10か月かかります。

※3 一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金、又はこれを併科。また、対応する国内出願があれば却下される場合があります。

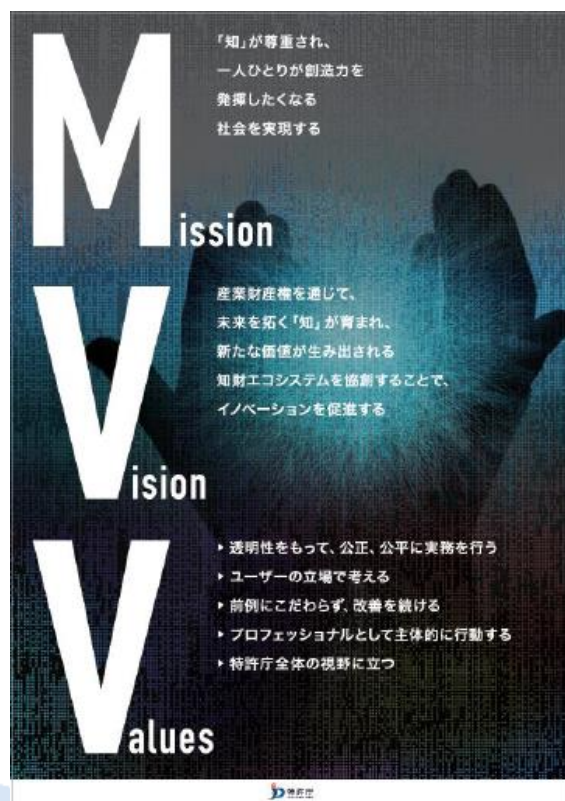
※4 国内出願をせずに、外国出願の禁止に該当するかについて特許庁長官に確認を求めることができる制度（事前確認制度、手数料25,000円）も新設されます。

ただし、先に国内出願（出願手数料14,000円）をした場合、特定技術分野に該当しても、非公開の対象とすべきかの検討をした結果、対象外と判断されれば、外国出願禁止が解除され、外国出願が可能となりますが事前確認制度では、そのような検討を行う過程がないため、特定技術分野に該当するものは、非公開の対象にならないことが明らかであるものを除き、外国出願が禁止される旨の回答となります。



特許庁のミッション・ビジョン・バリューズ（MVV）の策定

- 急速に大きく変化する社会情勢や知的財産を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、時代に即した知財行政を行っていくため、特許庁は、ミッション・ビジョン・バリューズ（MVV）を更新。
- MVVは、特許庁職員が同じ方向に向かって進む旗印であり、また、知財に関わる全ての人と目標を共有し、その実現に向けて協力していくためのもの。



ミッション（使命・目的・存在意義）

「知」が尊重され、一人ひとりが創造力を発揮したくなる社会を実現する

ビジョン（ミッションのために組織は何を成すのか）

産業財産権を通じて、
未来を拓く「知」が育まれ、新たな価値が生み出される
知財エコシステムを協創することで、イノベーションを促進する

バリューズ（ビジョンのために職員はどのような指針で行動・判断するのか）

- 透明性をもって、公正、公平に実務を行う
- ユーザーの立場で考える
- 前例にこだわらず、改善を続ける
- プロフェッショナルとして主体的に行動する
- 特許庁全体の視野に立つ

（出典）特許庁「特許庁の新しいミッション・ビジョン・バリューを公表します」

<https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210615004/20210615004.html>